

# 先端科学技術推進機構長の選出に係る申合せ事項

平成 15 年 1 月 16 日決定

- 1 先端科学技術推進機構長（以下「機構長」という。）の選出については、改選の都度、研究会の前に、機構運営委員会において、この申合せ事項を確認する。
- 2 選挙は、研究会において行う。
- 3 選挙の管理は、選挙世話人が行う。選挙世話人は、機構長及び副機構長並びに部門長及びセンターの長で構成し、投票及び開票の管理、立会人、投票結果の報告等を行う。
- 4 機構長の選出については、下記の選挙要項による。

## 選挙要項

- 1 機構長の被選挙権を有する者は、先端科学技術推進機構規程（以下「規程」という。）第 10 条第 2 項に規定する研究員のうち教授とする。ただし、次の各号の一に該当する者は除く。
    - (1) 学術研究員、研修員及び外国留学者で、機構長就任日において研究、研修、留学期間の満了しない者
    - (2) 療養休務又は休職を命じられている者
    - (3) 選挙を行う当該年度及び選出機構長任期初年度に退職を迎える者
    - (4) 選挙を行う当該年度に定年延長中である者
    - (5) 選出機構長の任期(2 年)において、定年延長となる者
  - 2 機構長の選挙権を有する者は、規程第 10 条第 2 項に規定する研究員とする。ただし、次の各号の一に該当する者は除く。
    - (1) 学術研究員、研修員及び外国留学者
    - (2) 療養休務又は休職を命じられている者
  - 3 選挙は、規程第 10 条第 2 項に規定する研究員の過半数の出席をもって成立する。
  - 4 選挙は、単記・無記名投票とし、有効投票総数の第 1 位を当選者とする。この時に同数の場合は、年長者を当選者とする。
  - 5 代理投票は認めない。
  - 6 次の投票は無効とする。
    - (1) 所定の用紙を用いなかったもの
    - (2) 2 名以上の氏名を記載したもの
    - (3) 被選挙権を有しない者の氏名を記載したもの
    - (4) 記載された氏名が確認できないもの
    - (5) その他選挙世話人が無効と判断したもの
  - 7 開票結果は、選挙世話人から研究会で発表する。
  - 8 研究会は、当選者に次期機構長就任の受諾を確認して、次期機構長を決定する。
  - 9 この要項に定めるもののほか、選挙について必要な事項は、選挙世話人が定める。
- 5 申合せ事項に関する変更等については、機構運営委員会で決定する。また、当日代理出席者であっても、機構運営委員会構成員と同等の取扱いとする。
  - 6 この申合せ事項は、平成 15 年 1 月 16 日から施行する。
  - 7 この申合せ事項（改正）は、平成 19 年 3 月 9 日から施行する。
  - 8 この申合せ事項（改正）は、平成 21 年 3 月 9 日から施行する。

- 9 この申合せ事項（改正）は、平成 23 年 3 月 9 日から施行する。
- 10 この申合せ事項（改正）は、平成 27 年 1 月 28 日から施行する。
- 11 この申合せ事項（改正）は、2018 年 11 月 20 日から施行する。
- 12 この申合せ事項（改正）は、2024 年 10 月 16 日から施行する。

以 上